

事 務 連 絡
平成28年2月2日

九州地方冷蔵倉庫協議会 御中

九州運輸局交通政策部環境・物流課

物効法の改正及び倉庫税制の改正について

平素、物流政策についてご理解、ご協力をいただき有難うございます。

さて、標記につきまして、本日、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（以下「物効法」という。）を改正する法律案が閣議決定されましたので、物効法の改正及び倉庫税制の改正概要並びに今後の留意事項についてお知らせいたします。

1. 物効法改正の概要（右記URLの公表資料もご参照下さい。）

http://www.mlit.go.jp/report/press/tokatsu01_hh_000248.html

①流通業務総合効率化事業の定義の改正（第2条第2号）

- 特定流通業務施設の整備等は必須ではなくなります（対象事業範囲の拡大）。
- 一方で、2以上の者の連携が必須となります。それに伴って、総合効率化計画の申請は複数者が共同で申請することが必要となります（第4条第1項）。
- 流通業務総合効率化事業の実施に当たって必要となる「2以上の者の連携」は、倉庫業者同士、倉庫業者とトラック業者、倉庫業者と利用者（荷主）など、様々な場合が考えられますが、トラック予約受付システムの導入を行う特定流通業務施設について記載する総合効率化計画の場合、最低限、日常的に倉庫に出入りする主要なトラック運送事業者と連携することを求める予定です。
- また、流通業務総合効率化事業の要件として、環境負荷の低減に加え、流通業務の省力化を伴うものであることが必要となります。

②特定流通業務施設の定義の改正（第2条第3号）

- 仕分けや搬送の自動化等を行うことにより荷捌きを合理化する設備の導入は要件ではなくなります。
- 一方で、以下のトラック輸送の合理化を図るための設備導入等が要件となります。
 - ・トラック営業所の併設、又はトラック予約受付システムのいずれか（サイロの場合、工場とベルトコンベアで連結されていることも選択要件の一つ。）
 - ・倉庫前面をすべてトラックバースとすること、前面から5m以上の庫内スペースは荷捌き用とすること（工場とベルトコンベアで連結されているサイロを除く。）。
- 具体的な要件は、今後、省令で規定することとなります。

③認定総合効率化事業に対する支援措置（第4章）

- 事業の実施に必要な関係法律に係る行政手続の一括化（いわゆる事業許可等のみなし取得等）等の特例が措置されます。対象事業範囲の拡大に伴い、対象となる手続きが追加されます。倉庫業については、現行法にある新規登録のみなし取得等に加えて、新たに、利用者が組合等の構成員に限定される場合の倉庫寄託約款に関する規定等の適用除外の措置が講じられます。
- 現行法と同様、認定総合効率化事業を実施する中小企業者に対して、中小企業信用保険法の特例等による支援が措置されます。
- 現行法と同様、認定総合効率化計画に記載された特定流通業務施設に対して、市街化調整区域における開発許可の配慮、港湾法の特例、工場立地法による事務の実施についての配慮が措置されます。

④改正法の施行日（附則第1条）

- 改正法の公布後、6ヶ月以内の施行となります。

⑤経過措置等（附則第2条）

- 改正法の施行前に認定を受けた総合効率化計画の変更については、改正法の施行後も現行法と同様の取扱いとなります。
- 現行法の下で認定を希望する場合は、改正法の施行日までに認定を受ける必要があります（認定の標準処理期間は2ヶ月ですが、開発許可を受ける必要がある場合などはそれ以上の期間を要することがあります。）。

2. 倉庫税制の改正概要（物効法改正にあわせた改正。要件については、税務当局と調整中であり、変更の可能性有り。）

①対象施設

○ 物効法改正後の認定総合効率化計画に記載された特定流通業務施設であることを前提とし、具体的な要件を以下のとおりとすることで税務当局と調整中です。

- ・トラック輸送合理化のために追加する方向で検討中の要件
 - トラック営業所の併設、又はトラック予約受付システムのいずれか（但し、国税の特例適用にはトラック予約受付システムが必須。また、サイロの場合、工場とベルトコンベアで連結されていることも選択要件の一つ。）
 - 倉庫前面をすべてトラックバースとすること、前面から5m以上の庫内スペースは荷捌き用とすること（工場とベルトコンベアで連結されているサイロを除く。）。
- ・除外する方向で検討中の要件
 - マテハン等の機械設備の選択要件
- ・その他の要件（立地、規模等）は、概ね従来どおりとすることで検討中。

②対象設備

○ 固定資産税の課税標準の特例の対象となる設備については、上記施設要件の変更に伴い、トラック予約受付システムを導入した際の、「予約状況を庫内に表示するための機器」、工場と併設されたサイロの「ベルトコンベア」を対象設備とすることで税務当局と調整中です。

③対象者

- 概ね従来どおりとすることで税務当局と調整中ですが、国税については特定流通業務施設を貸し付ける者が除外されます。
- 但し、税制特例を受けるための前提となる総合効率化計画の作成は、2以上の者が連携して、共同で行う必要があります。

④適用期間

- 物効法の改正法の施行日から平成30年3月31日まで
 - ・現行制度と同様に、国税の特例を受けるには、当該期間中に税制特例の対象となる倉庫用建物（既存物件は不可。）を建設又は取得することが必要です。

- ・また、地方税の特例を受けるには、こちらも現行制度と同様、当該期間中に税制特例の対象となる倉庫を新設又は増設することが必要です。

⑤経過措置について

- 国税については、物効法の改正法の施行日の前日までに現行物効法の認定を受けた者が平成29年3月31日までに取得した倉庫用建物等は現行税制特例の対象となります。
- 地方税については、物効法の改正法の施行日の前日までに新增設[※]した倉庫及びその附属設備は現行税制特例の対象となります。
 - ※ 「新增設」については、必ずしも建設工事の全部の完成を要せず、家屋として構造上不可欠とされる主要な構造部を備えるものであれば、課税客体たる家屋に該当するという解釈がありますので、課税主体となる地方公共団体にご相談ください。

3. 留意事項

上記のとおり、現行法の下での総合効率化の認定、現行の国税・地方税の特例制度の適用には、期限や条件があります。特に、国税と地方税では経過措置の内容が異なるため、貴協会会員事業者に対し、綿密な情報提供を行うとともに、物効法の認定申請を検討中の場合は、早急に管轄の地方運輸局又は運輸支局の担当部局にご相談いただくよう会員各位に周知願います。

以上